



柏谷祐子（編著）、『アジアの脱植民地化と
体制変動——民主制と独裁の歴史的起源』白
水社、2022、487+xxiip.

強烈な個性をもった指導者、よくできたドラマのような革命へのノスタルジア。政党政治、議会制、官僚制、そして軍人、事務員、地方の有力者たちなどの新しい階級に対する幻滅……また、かつては植民地支配の単なる結果にすぎず、植民地支配が終われば消滅すると考えられていた社会的、経済的、政治的な問題が、実はそれほど浅い所に根があるのではない、ということがしだいにわかってくるにつれ、そこからも暗いムードが少なからずわいてくる。[ギアーツ 1987: 76]

本書を紐解いた時の最初の印象は強い違和感だった。編者は序章からこう断言する。「アジアにおける政治体制の多様性についての体系的な検討は、これまでほとんどなされてこなかった」(p. 21)。しかし、本当にそうだろうか。例えば文化人類学の泰斗、クリフォード・ギアーツが冒頭の一文を書いたのは1971年。彼の主たる研究フィールドであるインドネシアでは、既に4年前にスハルトらが実権を獲得する事件が勃発し、権威主義的な体制が確立していた時期である。

しかし、この様なアジア諸国の状況は、当初の予測とは大きく異なるものだった。何故なら、1947年のインドを嚆矢として次々と独立を果たしたアジア諸国の未来は、当初は、希望に満ちたものに見えていたからである。長い植民地支配の終わりにより、自らを取り巻く環境は劇的に改善される。多くの人がそう期待した。

しかし、ギアーツがこの一文を書いた70年代初頭には、アジアを巡る楽観的な空気は一変してしまっていた。とりわけ長い経済的低迷と政治的混乱により、独立後のこの地域の社会的雰囲気は一変し、「アジア停滞論」が再び叫ばれる様になっていた。

だからこそ多くの研究者は、何故に脱植民地化

後のアジア諸国がこの様な事態に陥ったのか、そしてその運命が何故分かれたか、について熱心に研究した。先に示したギアーツの文章はその1節であるが、この問題についてより包括的な分析を試みたものとして知られるのは、Myrdal [1971]であろう。ミュルダールは同書の1巻において実に300ページ近くを割いて、インド・パキスタン・セイロン（当時）、そして東南アジア諸国の脱植民地化後の「政治的問題」について詳細に描写した。政治状況に特化した同じ時期の著作としては、Albertini [1971]を挙げる事ができる。アルバティニは、同書の第3章に「比較に向けて」という1章を設け、英仏のみならず他の欧米諸国の植民地であった国々との詳細な比較を試みている。

脱植民地化後の体制移行、とりわけ権威主義体制への移行が、熱心に議論されたのは、各地域における政治研究でも同じであった。注意すべきは、脱植民地化後の権威主義体制化という問題に関わる各国研究の多くが、「何故に他国と異なる状況に至ったのか」、という関心をも有している事である。この点については、評者[木村 2003]も嘗て、アジア諸国を比べる形で、韓国の「権威主義的」体制化の事例について論じた事がある。とはいえ、この点について、韓国に関わる研究として最も知られるものを一つ挙げるなら、やはり、崔 [1996]になる。彼はこの中で、植民地支配末期に整備された日本の総動員体制こそが、他国とは異なる韓国の「過大成長国家」を生みだし、その結果として出現した国家と社会の力の均衡の崩壊こそが、韓国の権威主義体制化を齎したのだ、と議論した。つまり、彼はこれにより、植民地国家の「国家」としての資源動員力の違いこそが、その後の各国の体制の在り方を分ける事になったのだ、と議論した事になる。

この様な多くの先学が扱って来た問題に対して、本書は以下の様な構成により議論しようと試みる。最初に編者の執筆した序章が置かれ、その中で脱植民地化直後に成立した体制の在り方が重要である事、そして、その成立の過程こそが、大きな多様性を以て現れる事となったアジア各国の政治体制が分かれていった重要な分岐点であったという仮説が述べられる。

そして、この序章の後、アジア各国を二つのグループに分けて議論する。即ち、日本、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ビルマ、ラオス、インド、パキスタン、そしてスリランカが「民主制」の側に属する例として、他方、韓国、北朝鮮、台湾、中国、タイ、ベトナム、及びカンボジアが「独裁」の側に属する例として、それぞれ詳細に紹介されている。

本書の本体とも言えるこの各国の事例は、それ自体興味深いものであり、示唆に富んでいる。しかしながら、その事は本書の問題提起それ自体が意味あるものとして成立しているかとは分けて考えられるべきであろう。最初に明らかなのは、本書の議論、とりわけその総論部分の議論が、これまで連綿と続けられて来た、脱植民地化とその後の新興国に関する研究成果の多くを、等閑視している事である。既に述べた様に、脱植民地化後の体制を巡る問題は同時代のものをはじめとして、むしろ多くの先行研究が存在する分野である。にも拘わらず編者は「本書で焦点を当てている政治体制の形成という問題は、最近になってようやく体系立った研究が進んできた分析対象である」(p. 11)とも断言する。その理由が、不勉強な評者にはわからない。

そして、本書が評者にとって不思議に映る要素が更に幾つかある。一つは本書が乗り越えるべき先行研究として、Moore [1967] を挙げる事である。しかし、イギリスやアメリカ、フランスといった民主主義国と、ドイツや日本、更にはインドを比較したムーアの研究は、「脱植民地化」後のアジア諸国の体制変動を研究したものとは、到底、言う事はできない。また、本書は、ムーアが中心に置く社会階層の違いを以て各国の体制の違いを説明するやり方の限界を指摘した上で、自らが指摘した「制度」の重要性の優位を主張するが、このムーアの古典的研究における制度面への配慮の欠如は、1973年に出されたスコチボルによる書評 [Skocpol 1973] をはじめとして、既に幾度も指摘されている事であり、それが本書による新たな発見である、と言う事は難しい。

二つ目は、「脱植民地化」の扱いである。本書では植民地化を「外国の勢力がある社会集団を統治

秩序の下位に強制的に組み込むこと」(p. 25)と定義した上で、脱植民地化を「ある国外勢力の支配のもとに置かれていた社会集団が、その外国勢の軛から離れて独自の政府を形成すること」(p. 25)と定義する。そしてこの定義から、例えば、第二次世界大戦後における日本の主権回復の過程をも「脱植民地化」の一種だと位置づける。編者らは加えて、第二次大戦中に日本の「事実上の」軍事占領下に置かれたタイ、都市部を中心とした地域が同じく日本軍の占領下に置かれていた中国をも「脱植民地化」の範疇に入れて整理しようと試みる。

しかし、この様な本書の「脱植民地化」の扱いは、先行研究とは乖離がある。何故ならこれまで多くの研究においては、「脱植民地化」という用語は、政治面のみならず、社会や経済等の分野に広範囲に及ぶ、比較的長期の現象に対して用いられて来たものだからである。そしてその様な先行研究の理解の仕方には理由がある。何故なら、「植民地化」とそれによる影響が、政治面のみならず、社会や経済等の分野に幅広く、深く及ぶものである以上、そこから離脱する過程である「脱植民地化」もまた、必然的に長期に渡るを得ないからである。例えば、それを僅か7年足らずにしか過ぎなかった連合国による日本占領と比べるのはかなり無理がある。

加えて言うなら従来の「脱植民地化」の過程における政治的システムを巡る議論において、最も重要な役割を果たすものの一つとされて来たのは、政治的アイデンティティの問題である。ほとんどのアジア諸国の人々は独立以前において、明確な国民的アイデンティティの確立に至っておらず、それ故、その在り方こそが、独立後の各国の統合の何如に大きな影響を与えて来た。だからこそ例えば、ギアーツはこれを巡る政治を「統合的革命」と呼び、その在り方の違いが、各国の政治社会を如何にして異なる方向へ導いたかを描写した。にも拘わらず、本書は脱植民地化とは無関係なムーアの議論に挑む一方で、これまでの先行研究が脱植民地化後の各国の体制成立において重要な論点として来たアイデンティティを巡る議論には見向きもしない。

以上の様に、本書の議論は全体的に「脱植民地

化」に関わる先行研究と距離のあるものであり、その独自の用語法により、分析枠組みの在り方も特異なものとなっている。それは恰も本書が、本来「脱植民地化」に大きな関心を向けていなかったにも拘わらず、何かしらの理由で付焼刃的にこの用語を挟み込んだ事の結果である様にさえ見えなくもないほどである。単に現在に至るまでのアジア各国の政治体制の違いを説明する為であれば、無理にここに「脱植民地化」に関わる議論を挿入する必要があったとは思えない。

そして、本書がこの様な形になったのには恐らく理由がある。本書は「脱植民地化」後に作られた「制度」が、その後の政治体制を決める決定的要因である、という歴史的制度論に基づく仮説をベースにするものであり、また、その中で各国の政治システムを分けた「重大な岐路」が持つ重要性をハイライトする意図で書かれているからである。

勿論、脱植民地化直後の政治体制は、その後の各国の政治体制を規定する重要な要素である事は明らかであるから、評者も編者らの仮説を無下に否定するものではない。しかし、本書には同時に自らの仮説に拘泥する余りに、幾つかの決定的な問題をも有している様に見える。一つはそもそも本書の言う様に、脱植民地化直後の政治体制の在り方が「重大な岐路」であったのか、という疑問である。例えば、評者の研究する韓国では、1952年に戒厳令が宣布された後、「建国の父」李承晩による個人独裁が続いたものの、この体制は1960年の所謂「学生革命」により倒れ、一旦は民主的な体制に移行した。周知の様に、更に1年後の1961年には朴正熙らによる軍事クーデタが勃発し、韓国は再び権威主義体制へと回帰する事になるが、仮にこのクーデタを歴史の必然であったかの様に言うのであれば、やはり単純化が過ぎると言わざるを得ない。

逆にビルマ、パキスタン、タイ、インドネシア等では、60年代以降の軍事クーデタ等による政治体制の変容が起っており、ラオスやカンボジアでは共産主義体制への移行も観測できる。1980年代以降には、韓国や台湾等が民主化を遂げており、結局、何を以て本書が脱植民地化直後の状況のみを「重大な岐路」と位置づけているのかはよくわ

からない。仮に歴史的制度論に則って、ある時期を「重大な岐路」として位置づけて、各国を比較するのであれば、この「岐路」は他の類似のものより明らかな重要性を持つものである必要があろう。仮に「重大な岐路」を超えた後でも、大きな自由度があるのであれば、それは精々「一つの岐路」にしか過ぎず、わざわざ大仰な言葉を使う必要はない様に思う。

既に述べた様に、本書の大部分はアジア各国のケーススタディの記述に費やされており、様々な示唆に富む豊富な内容を有している。しかしながら、各論文が示唆する内容は様々であり、各々の結論は必ずしも本書が前提とする「脱植民地化前の10年程度」が重要、という理解に合致している様には思えない。そう考えれば、本書は「結論の書」というよりは、これから更に試行錯誤を進めていくべき「はじまりの書」なのかもしれない。これからの発展を期待したい。

(木村 幹・神戸大学大学院国際協力研究科)

参考文献

- Albertini, Rudolf von. 1971. *Decolonization: The Administration and Future of the Colonies, 1919-1960*. Garden City, N.Y.: Doubleday & Company, INC.
- 崔章集. 1996. 『韓国民主主義の条件と展望』 ソウル：ナナム出版。（韓国語）
- ギアーツ, C. 1987. 『文化の解釈学』II. 吉田禎吾 他（訳）. 岩波現代選書. 東京：岩波書店.
- 木村 幹. 2003. 『韓国における「権威主義的」体制の成立——李承晩政権の崩壊まで』 京都：ミネルヴァ書房.
- Moore, Barrington Jr. 1967. *Social Origins of Dictatorship and Democracy: Lord and Peasant in the Making of the Modern World*. London: Allen Lane. (ムーア, バリントン. 2019. 『独裁と民主政治の社会的起源——近代世界形成過程における領主と農民』 (上・下) 宮崎隆次; 森山茂徳; 高橋直樹 (訳). 東京：岩波書店.)
- Myrdal, Gunnar. 1971. *Asian Drama: An Inquiry into the Poverty of Nations*. New York: Pantheon Books.
- Skocpol, Theda. 1973. A Critical Review of Barrington

Moore's Social Origins of Dictatorship and Democracy. *Politics and Society* 4(1): 1-34.

池田真也、『商人が絆す市場——インドネシアの流通革命に交わる伝統的な農産物流通』京都大学学術出版会、2022、iii+207p.

概要

本書は、インドネシア・ジャワの野菜の伝統的流通が、農産物流通が近代化するなかでどのように変化したのか、その実態を明らかにするものである。伝統的流通とは「場としての市場（いちば [評者注：『パサールと呼ばれる公設市場』（p. 17)）と多数の商人による取引で成立」（p. 10）する市場システムを、農産物流通の近代化とはスーパーマーケットなどの大規模小売業者の台頭と、政策的に推進されつつある、公設の中央卸売市場を中心とした流通の展開を指す。

評者なりに解釈すると、この変化から次の仮説が導かれる。第1に、品質に応じて選別された大ロットの農産物の迅速かつ安定的な調達という取引要件を満たすために、スーパーマーケットや中間業者が生産者と契約栽培や販売契約などを含めた垂直統合を進め、伝統的な中間流通が中抜きされる。第2に、公設卸売市場が価格形成や集分荷などの機能を持ち、流通が効率化されることで伝統的流通を置き換える。本書は上記の課題と仮説に対して、定性的なインタビューによる事例研究を積み上げる地域研究と、定量データを収集し計量経済学的に仮説検証する開発経済学的手法を駆使して接近するものである。

結論は、伝統的流通は近代的流通に取って代わられることなく、むしろ卸売市場流通として相当程度機能しているというものであり、「伝統的流通はあるがままに市場として発展し……近代的な卸売市場流通に向けて展開し……流通革命という大きな市場構造への衝撃の中でも、それを産地の商人が取り込む形で発展し……商人により自律的に支えられた市場システムである伝統的流通こそがジャワの野菜流通の根幹」（p. 177）とまとめられている。評者なりに言い換えれば、伝統的流通が

進化・発展し、近代的流通を逆に包摂しつつあるといえるだろうか。

この結論は以下の各章の知見が根拠となっている。第1～3章は産地流通を対象とする。第1章では、(1) 実態として契約栽培などの垂直統合はむしろ後退し、スーパーマーケットなどを起点とした流通再編は進んでいない、(2) 小売業者・商人、商人間の関係性も希薄化している、(3) 商人・農家間では（農家ではなく）商人が収穫・輸送を行う収穫・輸送請負契約（トゥバサン）がみられることを報告している。第2章では、そのトゥバサンの取引特性が、なぜスポット現金払い取引ではないのかという契約選択の観点から検討される。動機としては、トゥバサンが垂直統合に代わって近代的流通の取引要件を満たせるのかという関心があるのだろう。回答は、トゥバサンの下では契約前に商人が事前に農産物を評価しており、「商品の属性・量などの真の価値を測定するために契約交渉時に必要な『販売前の評価費用』（p. 68）が低いために選択されるというものである。結論として、トゥバサンは「契約栽培や出荷組合の前段階として解釈でき、近代化に向けた伝統的流通の適応過程と捉えることができる」（p. 87）とまとめられている。第3章は、2000年代に近代的流通を担っていたSS（specialized supplier: 「スーパーマーケットへの販売に特化した産地業者」（p. 94））がその後どうなったのかをフォローアップし、(1) SSの多くは退出し、生産者との契約栽培も打ち止めにいった、(2) 契約栽培が継続しなかった理由は、生産者にとっての代替機会である伝統的流通の市場価格の向上と、スーパーマーケット間の競争激化に伴う契約栽培の買取価格の低下により関係的契約の維持が困難になったため、(3) 現在の流通経路は、（小規模）農家→中間業者（組合・農民グループ・農業企業、大規模農家など）→SS→スーパーマーケットに至ることを明らかにする。そのうえで、産地流通の展開として(1) SSを排したスーパーマーケット・中間業者間の取引は、必要資金や技術の制約から困難だが、(2) 中間業者を排したSS・（小規模）農家間の直接取引は、トゥバサンを介せば可能性はあり得るが、農家への教育的投資が必要との展望が示される。